

令和 6 年版

新居浜港統計年報

新居浜港務局

目 次

はしがき	1
新居浜港航空写真	3
新居浜港係留施設図	4
I グラフで見る新居浜港	7
1 入港船舶	9
2 海上出入貨物	10
II 港湾統計年報	15
第1表 入港船舶表	17
(1) 入港船舶数 年次別表	18
(2) 入港船舶数 係留施設別表（公共）	20
(3) 入港船舶数 係留施設別表（専用）	22
(4) 最大入港船舶 年次別表	24
第2表 船舶乗降人員表	25
(1) 船舶乗降人員 年次別表	26
(2) 船舶乗降人員 月別表	27
第3表 海上出入貨物表	29
(1) 海上取扱貨物量 品種(82品目)別表	30
(2) 海上取扱貨物量 年次別表（フェリー貨物除く）	32
(3) 輸出貨物 品種別－仕向国別表	34
(4) 輸入貨物 品種別－仕出国別表	35
(5) 移出貨物 品種別－仕向港別表	36
(6) 移入貨物 品種別－仕出港別表	38
(7) 国別－年次別表	40
(8) 都道府県別－年次別表（フェリー貨物除く）	42
(9) 係留施設別－品種別表（公共）	44
(10) 係留施設別－品種別表（専用）	46
第4表 自動車航送車両台数表	49
第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表	51
(1) コンテナ係留施設別表	53
(2) コンテナ仕出・仕向港別表（輸移出入）	54
III 参考資料	57
1 自然状況	59
2 港湾施設	60
3 その他	65

は し が き

この統計年報は、統計に基づく港湾調査規則(昭和 26 年 3 月 10 日運輸省令 13 号)によって、新居浜港と内外諸港との間に出入りした船舶及び貨物について調査収録したものです。

1 船舶については、積載貨物の有無にかかわらず総トン数 5 トン以上のものについて、調査しました。

2 貨物は、船舶によって出入りしたものについて港湾調査規則による品種換算率で算出したもので、原則としてフレート・トンによるものです。

容積は、 1.133 m^3 (40 立方フィート)、重量は 1,000 kg をもって 1 トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい方をもって計算することを原則としております。

ただし、慣習上、上記の原則によらない貨物は、その慣習に従ってトン数を算出します。

3 品種分類は「港湾統計に用いる品種分類」です。

4 本統計における外国貿易貨物とは、本港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことで、国内の他の港湾で積換えて外国の港湾へ輸送されるもの、または国内の港湾を経由して外国から輸送されてきたものは内国貿易貨物扱いとしております。

新 居 浜 港



[本港地区]



[東港地区]

【撮影：2022年2月】

區
我
黨
本



新居浜港係留施設図（東港地区）

